

第 130 回八戸市都市計画審議会 会 議 録

日 時 : 令和 8 年 7 月 17 日 (金)
午前 10 時 30 分から午前 11 時 30 分まで

場 所 : SG GROUP ホールはちのへ (八戸市公民館)
1 階 講義室

第 130 回八戸市都市計画審議会 会 議 録

出席委員（14 名）

第 1 号委員

小 藤 一 樹	（八戸工業大学教授）
高 須 則 行	（八戸学院大学教授）
金 善 旭	（八戸工業高等専門学校准教授）
在 家 秀 則	（元八戸市都市整備部長）

第 2 号委員

岡 田 英	（八戸市議会副議長）
-------	------------

第 3 号委員

佐々木 弘 幸	（国土交通省 東北地方整備局青森河川国道出張所 八戸河川国道出張所長）
齋 藤 禎 展	（青森県三八農林水産事務所長）

第 4 号委員

大久保 圭一郎	（八戸商工会議所）
佐々木 雅史	（八戸青年会議所）
服 部 正 俊	（八戸市連合町内会連絡協議会）
菊 地 倫 子	（八戸市社会福祉協議会）
下 村 正 男	（八戸農業協同組合）
藤 村 幸 子	（公募委員）
松 井 正 文	（公募委員）

事務局出席者

畠 山 智	(都市整備部長)
田 邊 肇	(都市整備部次長兼都市政策課長)
蛭 名 敦	(都市政策課参事 都市計画グループリーダー)
小 林 祐 太	(都市政策課主幹)
松 長 春 樹	(都市政策課技師)
田 村 春 佳	(都市政策課主事)
和山 恵美子	(都市政策課一般事務員)

第 130 回 八戸市都市計画審議会

令和 8 年 7 月 17 日（金）10:30～11:30

SG GROUP ホールはちのへ（八戸市公民館）

1 階講義室

○司会

それでは、お時間になりましたので始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席くださいまして誠にありがとうございます。

ただいまより、第 130 回八戸市都市計画審議会を開会いたします。

はじめに、八戸市都市計画審議会委員の委嘱状交付を行います。

お名前をお呼びいたしますので、その場にてご起立願います。

小藤 一樹 様。

○市長

委嘱状 小藤 一樹 様。八戸市都市計画審議会委員を委嘱します。

期間は令和 8 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日までとします。

令和 8 年 7 月 1 日 八戸市長 熊谷 雄一。

どうぞよろしく願いいたします。

○司会

高須 則行 様。

金 善旭 様。

在家 秀則 様。

岡田 英 様。

佐々木 弘幸 様。

齋藤 禎展 様。

佐々木 雅史 様。

服部 正俊 様。

菊地 倫子 様。

下村 正男 様。

藤村 幸子 様。

松井 正文 様。

委嘱状交付は以上となります。

それでは、市長より御挨拶を申し上げます。

○市長

八戸市都市計画審議会の開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。
皆様におかれましては、日頃より市政運営に御協力をいただいておりますとともに、このたびは、大変お忙しい中、本審議会の委員をお引き受けくださいます。誠にありがとうございます。

皆様御承知のとおり、都市計画は将来の都市の姿を定め、健全な発展を図るための計画であり、その決定に当たっては、都市計画審議会において専門的な見地から御審議をいただくとともに、その議決を経ることが都市計画法に定められております。

当市における都市計画審議会につきましては、昭和45年2月に開催された第1回の審議会以来、本日で130回を数えることとなりますが、これまで、新産業都市指定以降の拡大基調にある市域の均衡ある発展、平成においては、都市のスポンジ化への対応など、都市計画に関する様々な案件について御審議をいただいております。

現在、当市を取り巻く状況といたしましては、少子高齢化や人口減少の進行に加えまして、近年頻発する激甚災害への備え、デジタル技術の進展、脱炭素社会の実現に向けた取組の加速化など、多種多様な課題が山積みしており、これらの課題に対応するため、地域の特性や資源を最大限に生かしながら、都市機能の適切な配置と居住環境の向上を図り、安全で利便性が高く、持続可能なまちづくりを推進していくことが重要であると考えております。

皆様におかれましては、このように時代が大きく変化する中で御審議いただくこととなりますが、将来にわたって豊かで活力ある新しい八戸を創り上げていくため、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶といたします。

○司会

議事に入る前に、事務局職員の紹介をさせていただきます。

都市整備部長の畠山です。

都市整備部次長兼都市政策課長の田邊です。

都市計画グループの小林です。

同じく松長です。

同じく田村です。

同じく和山です。

そして、わたくし、都市計画グループリーダーの蛸名でございます。よろしく

お願いいたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。

資料は、本日お配りしております「次第、席図、出席者名簿、説明資料」となっております。

お手元に資料のない方はお知らせください。

それでは、改めまして事務局よりご報告申し上げます。

本日は審議委員で、常田委員が欠席となっております。

委員 15 名中 14 名が出席しておりますので、八戸市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、会議が成立することをご報告申し上げます。

それでは、本日の組織会の議事案件でございます、会長選任及び職務代理者の指名に移らせていただきます。

新しい会長が決まるまでの仮議長を市長にお願いしたいと存じます。市長、議長席へお願いいたします。

○市長

それではしばらくの間、仮議長をつとめさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

早速ではございますが、会長の選出に入りたいと思います。会長につきましては、八戸市都市計画審議会条例第 5 条第 1 項の規定に基づき、学識経験のある者として委嘱された委員のうちから、委員の互選により定めることとなっております。

どなたかご推薦はございますか。

○委員

はい。

○市長

どうぞ、在家委員。

○委員

都市計画に関しまして、専門的知識を持っていらっしゃる小藤委員を会長に推薦したいと思います。

○市長

ただいま、会長に小藤委員を、とのご推薦がありましたが、皆様いかがでしょうか。

○委員

異議なし。

○市長

ご異議ないようですので、小藤委員よろしいでしょうか。

○委員

承知いたしました。

○市長

ありがとうございます。

それでは、会長を小藤委員に決定いたします。

会長が決まりましたので、仮議長の任を終わらせていただきます。

○司会

小藤会長は、議長席に移動をお願いいたします。

それでは、小藤会長から、一言ご挨拶をお願いいたします。

○会長

改めまして会長に選任されました、八戸工業大学で建築の教授をしております小藤 一樹 と申します。どうぞよろしくお願いします。

昨年の12月、先月の6月ですか、大きな地震がありまして、皆さん被害に遭われた方もいらっしゃるかと思います。災害に強い都市計画、都市づくりというのは喫緊の課題であると思います。また、変化が激しい時代となっております。そういった変化に迅速に対応できるような都市計画審議を行っていきたいと思います。

2年間の任期となりますが、審議に際しては活発なご意見を皆様からいただいきたいと考えておりますので、皆様ご協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○司会

小藤会長、ありがとうございました。

なお、市長は公務のためここで退席させていただきますことをご了承願います。

それでは引き続き、小藤会長より議事の進行をお願いいたします。

○会長

それではこの先の議事を進めさせていただきます。

まず、職務代理者の指名を行いたいと思います。

職務代理者につきましては、八戸市都市計画審議会条例第5条第3項の規定により、会長があらかじめ指名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

私といたしましては、八戸高専の金委員に職務代理者をお願いしたいと考えております。金委員よろしいでしょうか。

○委員

承知いたしました。

○会長

ありがとうございます。

それでは、職務代理者が金委員に決定いたしましたので、金委員より一言ご挨拶をお願いいたします。

○職務代理者

小藤会長に比べいろいろ足りないところが多いですが、全力を尽くして手伝いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○会長

金委員、ありがとうございました。

引き続き会議録確認者の選任を行いたいと思います。私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

ご異議ないようですので、齋藤委員、松井委員をお願いいたします。お二方どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事は以上でございますが、事務局の方から都市計画に関する情報提供があるようですので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

それでは、都市計画に関する情報提供につきまして、こちらの「説明資料」に

てご説明いたします。

表紙の上段をご覧ください。なお、各ページ番号を右下に表示しております。それでは、説明する内容ですが、1 番目に都市計画制度の概要、2 番目に八戸市の都市計画関連行政計画、3 番目に八戸市都市計画審議会の概要と都市計画決定の実例、の順にご説明いたしますのでよろしくお願いいたします。なお、画面にも同じものを表示しております。

下段 2 ページをご覧ください。まず、1 番目の都市計画制度の概要からご説明いたします。

次のページ 3 ページをご覧ください。都市計画法の概要について、大正 8 年に策定された旧都市計画法は「交通、衛生、保安、防空、経済等に関し、永久に公共の安寧を維持し又は福利を増進するための重要施設の計画」とされており、施設整備が主体の制度でありました。それから昭和 43 年に、高度経済成長に伴う市街地拡大への対応、土地利用コントロールと施設整備を一体的に進める法が制定されました。制度概要にあります区域区分、いわゆる線引き制度の創設、開発許可制度の創設などされました。

4 ページ目をご覧ください。都市計画法の対象となる区域についてですが、1 つ目は中心の市街地を核とし、一体の都市として総合的に整備、開発又は保全すべき区域です。中心の市街地とは、人口 1 万人以上で第 2 次及び第 3 次産業従事者が 5 割以上、中心市街地の人口が 3 千人以上などをいいます。2 つ目は新たに開発、保全する必要がある区域です。都市計画法が対象となる都市計画区域を指定すると、都市計画の決定、都市施設の整備、市街地再開発事業の施行等が可能になります。決定に基づいて整備された実例につきまして後ほどご説明いたします。

次のページ、5 ページをご覧ください。都市計画制度の構造についてですが、大まかに上から順に都市計画区域、区域マスタープランの整備、開発及び保全の方針や区域区分は県が策定するものであり、それ以降の市町村マスタープランや地域地区、都市計画施設などは市で策定いたします。また、都市計画施設の規

模が大きいもの、一部の地域地区に関しては県が策定するものもあります。

6 ページをご覧ください。先ほどご説明いたしました内容を図面にしたものがこちらになります。区域区分の下に地域地区、都市施設、地区計画と順に示しております。

次のページ、7 ページをご覧ください。区域区分についてですが、無秩序な市街地を防止するため、次の2つの区域に区分されます。1つ目が市街化区域です。こちらは計画的な市街化を図る区域であります。2つ目が市街化調整区域です。こちらは開発が原則禁止な区域であります。

8 ページに参りまして。八戸市の都市計画区域と区域区分についてですが、都市計画区域は昭和46年2月に策定され、おいらせ町分離に伴い令和3年9月に変更いたしました。区域区分も同様であります。旧八戸地域までが都市計画区域となり、南郷地域は都市計画区域外となります。

次のページ、9 ページをご覧ください。用途地域の構成についてですが、用途地域は13種類あり、八戸市では田園住宅地域を指定しておりません。緑色は住居系、ピンク色は商業系、青色は工業系となっております。第一種低層住居専用地域で建築可能な建物は住宅や学校等としており、商業地域は銀行や映画館、飲食店等建築可能であり、用途の制限が緩い地域です。それぞれの用途に応じて建築可能な建物が定められております。

10 ページをご覧ください。都市計画施設についてですが、道路をはじめとする市民の利便性の向上、良好な都市環境を確保するうえで必要な施設のことで都市の骨格を形成するものであります。都市計画施設の種類として、道路、公園、下水道施設、駅前広場、鉄道、ごみ処理施設などがあります。

次のページ、11 ページをご覧ください。地区計画についてですが、地区計画とは、それぞれの地区の特性に応じて良好な都市環境の形成を図ることを目的として、土地利用と公共施設に関する整備計画を一体的に定める「地区レベルの都市計画」であります。イメージでお示ししておりますとおり、高さや垣又は柵

の制限、用途の制限など地区に応じたルールを定めることが可能です。

12 ページをご覧ください。こちらは八戸都市計画図となります。先ほどご説明いたしました、区域区分、地域地区、都市施設、地区計画などを組み合わせて表示したものです。

次のページ、13 ページをご覧ください。続きまして2番目に八戸市の都市計画関連行政計画についてご説明いたします。

14 ページをご覧ください。八戸市都市計画マスタープランについてですが、目指す将来像やその実現に向け基本指針などを示す「都市計画の指針」であります。対象地域は八戸市全域、目標年次は令和20年であり、平成30年3月に策定いたしました。計画の役割についてですが、八戸市が目指すべき将来都市像を示し、都市計画に対する市民等の理解を深めるものです。また、都市づくりの基本的な方針を示し、都市計画の一体性、他の計画・施策との整合性・総合性を確保するものです。

次のページ、15 ページをご覧ください。地方都市の現状と課題についてですが、大きく3つあります。1つ目は、急速な人口減少と高齢化に直面し、地域産業の停滞から活力が低下。2つ目は、住宅や店舗等の郊外立地が進み、市街地が拡散され、低密度な市街地を形成。3つ目は拡散した居住者の生活を支えるサービスの提供が困難になりかねない状況であります。県庁所在地の人口推移について、1970年から2010年にかけて、2割増加したところですが将来的に人口減少の予測がされております。DID・人口集中地区の面積推移について、1970年から2010年にかけて倍増しております。先ほどの人口減少の予測を受け、このままでは面積に対する人口密度が低下することを示唆しております。

16 ページをご覧ください。先ほどの人口減少の予測を受け、対策としてコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを実施しております。居住や都市機能の集積と公共交通ネットワークの再構築を通じて、生活利便性の維持・向上、地域経済の活性化、行政コストの削減、居住地の安全性強化を目指しております。コンパクト&ネットワークの都市構造の形成イメージとしては、拠点と拠点を公共交通ネットワークで結び、居住を集約・誘導することで生活サービス機能を

維持していくものです。

次のページ、17 ページをご覧ください。先ほどご説明いたしましたコンパクト・プラス・ネットワークの八戸市の取り組みについてですが、平成30年3月に策定し、令和6年3月に改訂しております。令和6年3月の改訂ですが、新たに防災指針を定め、災害リスクの恐れのある範囲について、居住を誘導する区域から除外したものです。中心街地区、田向地区、八戸駅周辺地区の3か所を拠点に位置付け都市機能を誘導しております。また、公共交通ネットワーク沿線を基本に居住を誘導しております。

18 ページをご覧ください。最後に3番目の八戸市都市計画審議会の概要と都市計画決定の実例をご説明いたします。

次のページ、19 ページをご覧ください。八戸市都市計画審議会についてですが、都市計画法第77条の2第1項の規定により設置される機関で、都市計画決定・変更に関する調査審議や都市計画マスタープランや立地適正化計画等の行政計画の変更等に関する調査審議を行います。審議委員の構成は学識経験者、市の住民、市議会議員、国県の職員など計15名となります。審議会の位置づけにつきまして、都市計画を決定・変更する際、都市計画審議会の議を経ることとなります。

20 ページをご覧ください。これまで決定された都市計画について、いくつか事例をご紹介します。都市計画道路 沼館三日町線です。幹線道路のほとんどは都市計画に位置付けられており長期的視点で都市の骨格を形成いたします。

次のページ、21 ページをご覧ください。こちらは高度利用地区の旧イトーヨーカドー八戸店です。容積率の下限等を指定することで再開発に併せて土地の高度利用を図っております。

22 ページをご覧ください。こちらは地区計画の八戸北インター第2工業団地地区です。市街化調整区域に位置するところであり、本来は開発行為が制限されますが、市都市計画マスタープランのまちづくり方針において、新たな産業拠点の形成をすすめる地域と位置付けて、地区計画を策定し、工業団地を整備してお

ります。

次のページ、23 ページをご覧ください。最後に、その他の都市計画施設として廃棄物処理施設の八戸リサイクルプラザです。周辺環境への影響が大きい施設は都市計画で位置を決定します。

こちらからの説明は以上です。

○会長

ただいまの説明に対し、ご意見ご質問等ありましたら、挙手をお願いいたします。

○委員

ひとつ伺います。

15 ページの「多くの地方都市では…」というところ、人口減少と高齢化ですが、八戸も少子化という子供が少ないということに直面していると思うのですが、それは人口減少の中に含まれての文言なののでしょうか。それとも、都市計画に少子化は関係ないという意味なののでしょうか。そのあたりを教えてください。

○会長

難しい質問ですが、事務局のほうから回答をお願いいたします。

○事務局

はっきりと答えを持っているわけではございませんけれども、基本的には含まれていると考えております。

以上です。

○会長

はい。補足ありますでしょうか。

○事務局

生まれる子供が少なく、徐々に高齢化して、高齢者で亡くなる方よりも生まれるほうが少なくなっている。あとは八戸から出て行かれる方の社会減というものもあるかと思いますが、トータルで言いますと、生まれる方も少なくなっているのはこの人口減少に含まれていると理解しております。以上でございます。

○会長

他いかがでしょうか。

例えば、ちょうど今ご質問があったこの 15 ページ目に載っているこのグラフは県庁所在地の人口の推移ということですが、これは八戸市を取り上げたデータ、グラフではないということですか。

○事務局

こちらは国土交通省のほうで出しているデータであり、かなり古いデータとなっております。比較対象が 2010 年ということになっておりますので、現在新しいものはあるかと思っていたのですが、更新されておらず、これを入れております。八戸市のデータはここに入っておりませんが、似たような傾向になっております。やはり人口は減少している一方で、市街化区域、DID 地区の面積については、基本的に広がっており、同じような傾向を示しております。

以上です。

○会長

はい、ありがとうございます。

他皆様質問やご意見、確認事項等ありましたら、発言ください。

○委員

17 ページですが、都市機能を三つの中心街地区、八戸駅周辺地区や田向地区のほうに施設を誘導するとともに、居住者のほうもそれに関連して徐々にそちらのほうに増えている、移動しているという関係はあるのでしょうか。

○事務局

この 17 ページの図面にある、緑色の線の居住誘導区域というものがありまして、これは公共交通ネットワークの沿線を基本として設定しているエリアでございます。データ上では比較的居住誘導区域のほうに全体の人口の割合としては移ってきておりますが、人口密度自体については、この中も外も含めて全体的に低下してきているというのが今の八戸市の状態でございます。

以上でございます。

○委員

はい。ありがとうございました。

○会長

この立地適正化計画は、誘導の結果が現れてくるのはもう少し先になってく

るのかなという気もします。設定してからまだそれほど年数がたっていないと思いますので、今後このような誘導などが実現されていけばという、そういった内容なのかなと思います。

他皆様いかがでしょうか。

○委員

17 ページのことですけれども、今こういった平面図で見ると、路線に合わせた居住誘導区域という設定をされていますが、近頃津波が起きると危険なエリアがここにはかなりあるのではないかと思います。そういったものの理解はどうでしょうか。危険区域というか、被っているのではないかと思います。どちらかというと真ん中より上側のほうです。

○会長

非常に重要な指摘をいただいたと思います。

事務局のほうからいかがでしょうか。

○事務局

ご指摘のあった内容についてですが、立地適正化計画を平成 30 年に策定いたしまして、令和 6 年 3 月に改定をしております。

これは防災指針に基づいて、いわゆるレッドゾーン、危ないところは抜くということになっておりましたが、津波のほうはまだ抜いていくというところまでには議論が進んでおりません。これからそういうところは住まない方向にしていかなければならないというような全国的な流れになれば、今後議論されていく可能性はあると思っておりますが、現時点ではそのままの状態になっております。以上です。

○委員

ありがとうございます。

○事務局

補足ですが、今財産があって土地建物があって、そこに暮らしているという現状がありますので、そこまで強制的にここに住まないでくださいというところまではいけないという中で、第一弾として令和 6 年に国の指針が出され、非常に危険なレッドゾーンにつきましては除かれたということです。

津波については、今後の議論等によりまして対応していかざるを得ないと考えておりますが、津波が来るという危険マップも出させていただいているもの

ですから、その辺は現時点では自己判断によっていろいろ対応していただくということになるのかと思っております。

以上でございます。

○会長

ありがとうございます。津波の避難計画との合わせ技で、立地適正化計画をよりブラッシュアップしていく必要があるのかなと思います。

あと皆様いかがでしょうか。

○委員

15 ページ、16 ページに書いてある文言ですが、「地方都市の現状と課題」について、八戸市としては前提条件として、人口は減少していくだろう、高齢化するだろうと見越した計画にしているのか、人口減少と高齢化を改善しながらの都市計画するのか、どちらの方向を目指しているのかというところをお伺いします。

もう一つは「コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり」ということで、いろいろ取り組みがあるとは思いますが、他の似たような状況の地方都市に比べて八戸独自の都市計画的な特徴とか、どういうところにもっと力を入れたいとか、こういうところに差別を図りたいとか、そういうところがあれば教えていただければと思います。

○会長

はい。事務局のほういかがでしょうか。

○事務局

第一点目は人口減少等々の課題をどうするかというところです。

この場は都市計画審議会ですが、人口減少に対応していくためには、市の都市計画だけではなく、経済とか、いろいろまちづくり等トータルでやっていかなければならないと思っておりますけれども、基本的には今後人口が減少していくのはやむを得ないということは、八戸市としては受け入れた上で、その中でどうやって活力を維持していくかという方向にあるということで、やらせていただいております。

都市計画は様々な分野の総合調整機能ということで、例えば農業分野であれば主に市街化調整区域の方でやられておりますけれども、商業はどこでやるか等の総合調整機能になりますので、これまで八戸の成り立ちの上で、今後どうしていくかという各分野との調整を図っていくという場でございます。

それぞれの商業や農業をどうするかという話がそれぞれ市の内部でも出てくる中で、この場をお借りして都市計画としてどういうふうにしていったらいいのかという議論をさせていただきたいと考えております。

都市計画分野は、都市計画の議論、その調整の場ということで、いろいろ市の活力を維持するための分野でも考えられることになるのかと思います。

それから、八戸の都市の特徴ということでございましたが、他とどう違うのかは、八戸の地形やこれまでの都市の成り立ちを踏まえた上でということになりますので、海があるという特徴があって、鉄道も新幹線駅は中心街から離れているとか、そのようなこれまでの成り立ちがあって現在の都市計画がありますので、全くゼロのところから描いているわけではございません。

大きな特徴といたしましては、やはり中心都市が現在の内丸あたりにありまして、鉄道が明治時代に尻内の方に来たということで、この関係をどうするかというのは非常に難しい問題だと思います。これまで八戸市がまちづくりとしてやってきたものを、どう生かしていくかというのを皆さんのご意見をいただきながら考えていきたいと思っております。

なかなか他とどう違うのかというと、ちょっと難しいところがございすけれど、やはり地形等で、ここをどう開発していったらいいのだろうというところは、やはり川と川で分断されているとか、その辺りとも兼ね合いが出てきますので、八戸は八戸なりの都市計画になっているのかなと。答えになりづらいということですが、そのようには考えております。

また新産業都市の影響が非常に強く受けており、臨海工業地帯が発展しているというところが特徴かと思っておりますし、昔から台地から海の方にかけて谷地が多かったので、そういった影響も受けていると思っております。

なかなか一言で説明するのは難しいところですが、以上でございます。

○会長

よろしいでしょうか。

○委員

はい。ありがとうございました。

○会長

なかなか難しい質問をされているなと思っております。

私も八戸にきて今ちょうど 12 年と 3 ヶ月ぐらい経ったところですが、八戸市の特徴を私なりに見たところだと、やはり八戸市の産業構造が、製造業とか水産加工とか郊外のほうに大きな敷地を求めるようなそういった企業が多

それでいて郊外型の企業が多く、街の中心部の外側のほうに広がっているような、そのような都市の特徴の印象を受けております。

それから、最近ニュースで12月と6月に地震がありました。あの水道管の道路の下の水道管本管の被害が非常に少なかった。

どうしても地震と言いますとネガティブな八戸市の情報が全国に流れてしまうのですが、その一方で非常に災害に対して、耐震水道管の整備とか、そういったものを先駆けてやっていたという、そういった情報発信は非常に必要かと思えます。経済や観光に対する停滞の心配、そういったものを払拭するような情報発信も必要なのかなと思っておりました。

住宅地はコンパクト、産業団地は積極拡充という、そういった方向に向かっていくといいかと思っております。私の個人的な意見を言わせていただきました。

それでは、他に質問、ご意見等ないようですので、本日の議題は全て終了となります。

進行を事務局にお返しします。

○司会

それでは、これもちまして、第 130 回八戸市都市計画審議会を終了いたします。

本日はありがとうございました。